

第2問

行政行為は、行政庁が国民に対して権力的・一方的に働きかける場合に法律で認められた特殊な行為形式であり、特別な効力が認められているとされている。特別な効力の一つとして不可争力（形式的確定力）があるが、それはどのような内容であると行政法学上説明されているか。40 字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

10

15

一	定	期	間	が	経	過	す	る	と	、	私	人	か	ら
行	政	行	為	の	違	法	を	争	え	な	く	な	る	と
い	う	効	力	で	あ	る	。							

(38 字)

解説

1 行政行為の効力

行政行為は、行政庁が国民に対して権力的・一方的に働きかける場合に法律で認められた特別の行為形式である。そのため、行政行為には、私人の法律行為から生じる効果とは異なる特殊な効力が認められる。

行政行為の効力としては、①公定力、②不可争力（形式的確定力）、③自力執行力、④不可変更力が一般的に挙げられる。

2 不可争力

「不可争力」（形式的確定力）とは、行政行為ののち一定の期間が経過すると、国民の側からはその効力を争うことができなくなる効力をいう。行政行為の効力を争うことのできる期間を限定することにより、行政上の法律関係を早期に確定させる点に意義があるとされている（例：行政不服審査法 18 条 1 項、2 項、行政事件訴訟法 14 条 1 項、2 項）。

もっとも、不可争力が発生した場合であっても、行政庁が職権により、行政行為を取り消しまたは撤回することは妨げられないとされている。